

日韓古代遺跡における 高麗尺検出事例に対する批判的検討

新 井 宏

【要旨】「尺度綜考」以来、準定説的な位置を占めている高麗尺は、考古学関係の遺跡や遺物の評価にしばしば用いられている。

しかし現在では、高麗尺説の成立過程で重要な根拠とされた「田積三遷」が、実際にあったことではなく、和銅格をめぐる「仮定問答」であったとする学説が有力となってきた。また当初、高麗尺実在の根拠とされた遺跡データもその後の発掘調査などで状況が変わってしまった場合が多い。

高麗尺の実在については、従来から計量史研究者間で批判があり、筆者も不十分ながら高麗尺の史料批判を行ったことがある。それは、筆者が研究を進めている古韓尺と高麗尺の間に、相容れない部分があり、高麗尺の存在に疑念を生じたことがきっかけであった。

古韓尺とは、筆者が、日本と朝鮮半島に遺存する古代建造物等の計測値について、コンピュータを利用して帰納的に求めた尺度であるが、最近になって筆者は、その存在を文献史料によっても裏付け、日本古代の代制が朝鮮半島の結負制と同一で、しかもその計量システムが大型前方後円墳の築造企画にも用いられていたことを明らかにした。

これらの研究結果は、高麗尺の實在にますます疑問を投げかけるものとなった。本稿は、日本および韓国において、高麗尺の實在を主張している主要な報告事例を対象として、批判的に検討を行ったものである。

その結果、いずれの報告事例についても、基礎資料が変つてしまつていたり、解析手順に不備があつたり、あるいは古韓尺との対比で意味を喪失してしまつていて、高麗尺の存在を実証する資料とはなり得ないことを明らかにした。

今後高麗尺を種々の検討に用いる場合には、既に確立された学説と見なすのではなく、高麗尺自身が検証を必要としていることに留意しながら引用すべきだと考える。

はじめに

藤田元春の『尺度綜考』⁽¹⁾以来、準定説的な位置を占めている高麗尺は、遺跡や遺物の評価にも用いられ、その結果、高麗尺に合致する事例があると、そのことがまた高麗尺實在の实証例として再引用されている。

しかし高麗尺説の成立過程で、重要な根拠とされた「田積三遷」⁽²⁾が、現在では実際にあつたことではなく、和銅格をめぐる「仮定問答」であつたとする学説⁽³⁾が有力となつていたり、当初、高麗尺實在の根拠とされた遺跡データもその後の発掘調査などで状況が変わつてしまつていたりすることを考慮すると、再検討を必要としていて考える。

高麗尺實在説に対しては、既に計量史研究者・小泉袈裟勝の批判⁽³⁾があり、筆者も不十分ながら高麗尺の史料批判を行つたことがある。それは、筆者が研究を進めている「古韓尺」と高麗尺の間に、どうしても相容れない部分があり、高麗尺の存在に疑念を生じたことがきっかけであつた。

古韓尺とは、日本と朝鮮半島に遺存する古代建造物等の計測値について、コンピュータを利用して筆者が帰納的に求めた尺度⁽⁵⁾であるが、最近になって、筆者はその存在を文献史料によつても裏付け、更に朝鮮半島の土地制度「結負制」の復元結果とも完全に一致することを明らかにした。⁽⁷⁾

その結果によれば、結負制では古韓尺の歩と量田歩(三步)を基本単位としており、東の面積が二三・〇平方メートルと計算される。そしてその面積は日本の代制の(東)代の面積とまったく同一で、しかも古韓尺による歩と量田歩は大型前方後円墳の築造企画にも用いられていたことを数多くのデータによつて検証した。⁽⁸⁾

これらの研究結果は、ますます高麗尺の實在に疑問を投げかけるものとなつた。すなわち学説史からみれば、高麗尺は代制を説明することに主な役割があつたが、その学説自体すでに否定的な現状⁽²⁾のなかで、代制の起源が結負制と同一との認識に至つたのであるから、高麗尺の實在については、新たに再検討されなければならない。

本論では、このような状況に鑑み、まず高麗尺の成立過程について問題を整理し、更に高麗尺の實在を主張する各種報告事例について、その問題点を批判的に検討する。

一、高麗尺實在説とその問題点

1 令集解の解釈の問題

高麗尺の名称は史書にあるわけではない。それは『令集解』田令に「高麗法」あるいは「高麗術」とあり、その意味する尺度として通称されているものである。そこには令の条文「凡田、長卅歩、廣十二歩為段、十段為町」の解釈についてつぎのような問答がある。

「古記の質問」(令には)田長三〇歩、廣一二歩で段とするとある。すなわち段積は三六〇歩である。(しか

日韓古代遺跡における高麗尺検出事例に対する批判的検討(新井)

し)一度段積を改め二五〇歩とし、復た重ねて改め三六〇歩とした(と言う者もいる)。一方、雜令では地を度るには五尺で歩とするとあるが、和銅六年二月一九日の格では地を度るには六尺で歩とするとある。令と格の言うところ(赴)と段積をなぜ変えたか、つづぎ(具)に解釈を請う時、疑わしいことはないか(と言う質問)。

〔幡の答え〕令では五尺を歩とする。これは高麗法を用いると地を度るに便なためである。そして尺を長大につくるなら(六尺一步とするなら)二五〇歩で段となる。亦これを高麗術とも言う。すなわち高麗五尺が今尺で言えば六尺に相当する。だから格で六尺を歩というのはこのためである。令で五尺の内積を歩というのを改めて六尺の歩と呼んだのであって、その地の大きさには変わりない。しかし令に五尺、格に六尺というのを見て、格では一尺を加えたという人がいるがそうではない。令に言う五尺は今の六尺と同じことを示しているのである。

幡の答えにある段二五〇歩の項は何か補って読まないという意味が通じないが、明解なのは、令(高麗尺)の五尺が今尺の大六尺に相当するということと、和銅の格の前後で歩に変化がなかったということである。今尺の大尺とは、令の大尺ではなく、『令集解』編纂の九世紀末の大尺で唐大尺と等しく、実長で言えば天平尺(二九・六センチ程度)であるから、高麗尺は三五・四センチ程度、歩は和銅の格の前も後も変化なく一・七七メートル程度であったことになる。しかも令の雜令には「二尺二寸為大尺一尺」とあり、高麗尺がこの規定の大尺に相当することも確かである。したがって通説のように高麗尺は確実に存在していたように理解できる。整理すれば令小尺が後の天平尺の長さ二九・六センチ程度、令大尺が高麗尺と同じ三五・四センチ程度となる。

ところが令の雜令には「地を量るには大尺を」という規定がある。逆に言えば地を量る以外は全て小尺を使うという規定である。しかし地を量る単位は歩であって、けっして尺ではない。したがって、一步が五大尺あるいは六小尺であるから、和銅格の前であつても、小尺だけあれば全て事は足りていたことになる。そこから大尺は唐制の規定(五尺一步)に見かけを合わせるために導入したものであつて、実態がなかったとの解釈が生まれる。和銅格で早々に令小尺による六尺一步制に改めてしまったこと(大尺を廃止し実質的に唐制の大尺小尺制に合わせってしまったこと)もそのような推測を裏付ける。事実、藤原京や平城京の建物は全て二九・六センチ程度の尺度(令小尺)によって造られており、条坊や道路幅は全て一・七七メートル程度の歩(令小尺の六尺)で造られており、今のところ確実に大尺で造られた建造物や地割は見当たらない。高麗尺の実態が見当たらないのである。

ところが、高麗尺をめぐって別の観点からの議論がある。すなわち大化前代の田制である代制との関係から高麗尺の六尺一步制すなわち段二五〇歩制が存在したとする見解である。それは高麗尺の六尺一步制をとるならば、代制の面積単位の代が五(平方)歩となり、そこに簡単な関係が見出せるからである。そのことが前出の令集解の問答に出ている。

すなわち、ある時期に段二五〇歩制があり、高麗尺の六尺一步制が行われていたという議論である。これは田積三遷論争(なぜあるいはいつ段三六〇歩から段二五〇歩そして再び三六〇歩に移行したかをめぐる論争)として良く知られていることであるが、近年では亀田隆之や虎尾俊哉の説を基に、「古記の質問」は和銅格の六尺一步への変更をめぐってこれを大尺の六尺と間違える者がいることを想定した架空の質問であつたとする見解が金沢悦男によって更に深められ学説的にほぼ確定した状況にある。

そうであるならば、この記事をもとにして令前の制度を議論することはまったく無意味になり、高麗尺の六尺一步が実在したとする根拠は失われてしまう。

しかも金沢悦男は続けて、浄御原令施行時期の木簡に、町段を用いた例がなく、全て代による記録であったことなどを考慮して、令が大宝令を意味するか、浄御原令を意味するかの論争にもほぼ決着をつけた。すなわち、町段制は大宝令にはじまり、それ以前は代制のみで、浄御原令期の町段制や町代併用制を否定したのである。⁽¹²⁾

このことは、高麗尺による段二五〇歩制の存在を否定することに通じる。すなわち、代制が当初から、高麗尺によって規定されていたとするのならいざ知らず、代制と階調するための高麗尺の段二五〇歩制はその必要がなくなってしまうからである。残るは代がもともと高麗尺の五(平方)歩で規定されていたとする考えであるが、それは代制の理解の仕方であって、あくまで推測のひとつに過ぎない。学説史的にも、高麗尺が先にあって代ができたとするのはほとんど見られない。⁽¹³⁾

したがって、段二五〇歩制は、虎尾俊哉が言うように、天平の時点で「和銅六年の改正によって高麗尺六尺一步制、従って二五〇歩一段制が採用され、その後いつか再び三六〇歩一段制となって天平時代に至った」という、一時点におけるひとつの誤解が存した、乃至おそれがあったのであって、実在した制度ではなかったのであるから、段二五〇歩制が存在したことを主張するためには、高麗尺の六尺(二・一二メートル)を単位とした明確な地割などを遺跡に見出すことが必須条件である。しかし、後述するように未だ確実なものはない。

以上のように、文献史料のみでは、実態を伴う高麗尺が存在したことを論証することはできず、高麗尺の実在を主張するためには、確実に高麗尺で造られたことを示す建造物、あるいは確実に高麗尺の六尺一步によって地割された遺跡を見出すことが条件である。一・七七メートル単位の遺跡計測値を単に高麗尺五尺の単位と読み替える程度では高麗尺の実在を証明した事にならない。

表1 高麗尺検出の歴史

検出者	対象遺跡等	高麗尺長	文献資料
関野 貞	法隆寺	35.6cm	法隆寺金堂塔婆及中門非再建論 ⁽¹⁴⁾
長谷川輝雄	四天王寺	35.5cm	四天王寺建築論 ⁽¹⁵⁾
藤島亥治郎	皇龍寺金堂 皇龍寺塔	35.7cm 35.0cm	朝鮮建築史論 ⁽¹⁶⁾
米田美代治	定林寺塔	35.1cm	朝鮮上代建築の研究 ⁽¹⁷⁾
藤田元春	大阪・慶州地割	36.0cm	尺度綜考 ⁽¹¹⁾

2 遺跡による高麗尺検証の問題

以上のように、高麗尺(令大尺)の実在を言うためには、文献史料では不十分で、遺跡遺物などによる検証が不可欠である。そのため高麗尺が定説化する過程でも、高麗尺を寺院遺跡等と比較する研究が行われていた。しばしば引用される研究は、表1のとおりである。

これだけの証拠があれば、確かに高麗尺は存在したことになるであろう。しかし今日の研究水準で見れば、その根拠に問題が生じてしまっていて、そのまま高麗尺の証拠とすることができなくなっている。特に検証に用いた計測値そのものが発掘調査等によって変わってしまったものが多い。簡単に状況を整理しておこう。

〔法隆寺の場合〕

法隆寺の金堂や五重塔、回廊は現存する建物であり、柱間間隔や部材寸法が精密に得られている。柱間間隔等について整理して示すと表2のとおりであり、二六・八センチを基本モジュールとして造られたことは既に共通認識になっている。

ところでこの二六・八センチが高麗尺の〇・七五尺(高麗尺を三五・四センチとすれば二六・五五センチ)に相当するため、有名な「法隆寺再建・非再建論争」において高麗尺の証拠として用いられた。たしかに部分的に

表2 法隆寺建物の柱間等と古韓尺・高麗尺

建物	項目	実測値 (cm)	古韓尺			高麗尺			
			尺数	尺長		尺数	尺長		
金堂	初重側柱狭間	216.4	8.0	27.05	○	6.0	36.07	○	
	初重側柱広間	323.2	12.0	26.93	○	9.0	35.91	○	
	初重内陣廻り	323.5	12.0	26.96	○	9.0	35.94	○	
	初重外陣柱間	216.0	8.0	27.00	○	6.0	36.00	○	
	上重両端の間	188.6	7.0	26.94	○	5.0	37.72	×	
	上重側面中間	296.9	11.0	26.99	○	8.0	37.11	×	
	上重中央中間	309.0	11.5	26.87	△	8.5	36.35	×	
	五重塔	初重中央間	266.7	10.0	26.67	○	7.5	35.56	○
		初重端間	187.7	7.0	26.81	○	5.0	37.54	×
二重中央		241.9	9.0	26.88	○	7.0	34.56	×	
二重端間		162.5	6.0	27.08	○	4.5	36.11	○	
三重中央		214.8	8.0	26.85	○	6.0	35.80	○	
五重塔	三重端間	134.5	5.0	26.90	○	4.0	33.63	×	
	四重中央	187.9	7.0	26.84	○	5.0	37.58	×	
	四重端間	106.9	4.0	26.73	○	3.0	35.63	○	
	五重	161.7	6.0	26.95	○	4.5	35.93	○	
	問廊	桁行・梁行	375.0	14.0	26.79	○	10.5	35.71	△
金堂	大斗 幅・長	53.6	2.0	26.80	○	1.5	35.73	○	
	小斗 幅・長	32.2	1.2	26.83	○	0.9	35.78	○	
	肘木長	133.4	5.0	26.68	○	4.0	33.35	×	
五重塔	大斗 幅・長	51.0	1.9	26.84	△	1.5	34.00	×	
	小斗 幅・長	31.6	1.2	26.33	△	0.9	35.11	△	
	肘木長	122.0	4.5	27.11	△	3.5	34.86	×	

○は一致度が高い、△は一致度が劣る、×は一致しない

みれば表2に併記したように高麗尺に一致するところも認められるが、全体的に一致してはいるわけではない。そのため高麗尺の○・七五尺をモジュール(支)として造られたと見なす¹⁸⁾もある。

しかしモジュール論には問題がある。それは法隆寺の建物が部材寸法の細部まで二六・八センチを基準としているからである。平面図だけなら○・七五尺モジュール論も成立つが、部材まで含めてモジュール化して理解することは建築技術上からみると困難である。もしそのような議論を認めるなら、法隆寺再建当時すでに使用されていた天平尺の○・九尺(天平尺を二九・六センチとすれば二六・六センチ)の方がむしろ良く合う。中国の南朝尺(二四・五センチ)の一・一尺²⁰⁾説さえあり、モジュール論を持ち出せば尺度論は成立しなくなる。

二六・八センチは筆者が提唱する古韓尺そのものの長さである。したがって、法隆寺の尺度問題は古韓尺と高麗尺のどちらに合理性があるかの問題に帰着し、今日では高麗尺の根拠とするわけには行かないのである。

〔四天王寺の場合〕

長谷川輝雄がこの尺度論を展開した時にはまだ四天王寺の発掘調査は行われていなかった。そのため高麗尺の証拠として用いたのは、主として現存の回廊の実測結果であり、そのほか講堂・中門等である。しかし発掘結果は基礎計測値そのものをすっかり替えてしまった。例えば回廊の桁行をとってみても、三・五六メートルとみて高麗尺の一〇尺に合うとしていたのが、実際には三・三三メートルであり、高麗尺には全く合わなくなってしまう²¹⁾た。

〔皇龍寺の場合〕

藤島亥治郎が皇龍寺の金堂や塔についての見解を発表したのも、四天王寺の場合と全く同様に本格的な発掘調

査が行われる前であり、その後の金堂や講堂の詳細な発掘調査結果が状況を変えてしまった。⁽²²⁾ そもそも金堂では三五・七センチ、塔では三五・〇センチと〇・七センチも異なった高麗尺を当てることが無理であり、その他の詳細な柱間間隔等を見ても、とても高麗尺の存在の証拠とは成り得ず、むしろ古韓尺の決定的な証拠となるのが皇龍寺である。この点については後述する。

〔定林寺石塔の場合〕

米田美代治が計測した数値がその後変わってしまったわけではないが、これらの計測値を高麗尺によるとする見解には従えない。なぜならば、筆者の開発した尺度復元方法によって、それらの計測値を解析して見ても、高麗尺が全く検出されず、むしろ古韓尺がよく適合している。⁽²³⁾ そのことは、高麗尺説を完全に否定することではないが、すくなくとも高麗尺実在の証拠となり得る資料でもない。

定林寺ではその後の発掘調査によって伽藍配置や金堂、講堂、回廊の柱間間隔などが明らかになっている。⁽²⁴⁾ それらの数値の解析結果は二六・五センチ前後の古韓尺を指し示している。⁽²⁵⁾

〔大阪と慶州の地割の場合〕

藤田元春の『尺度綜考』⁽¹⁾は高麗尺の存在を前提として展開されている。したがって、随所に高麗尺との関連を示す記述があるが、その中でも大阪四天王寺付近の地割と韓国慶州の地割に基づく高麗尺肯定論がもつともままとまっている。

まず藤田は大阪四天王寺付近の現在の地割を四〇間(七二メートル)と見て、これを高麗尺の二〇〇尺に当てる。藤田自身が「大阪の都市計画の最初に誰れがさうした坪割をしたか不明であるが」と述べているように、不

確実な資料であり、現在では四天王寺近辺の地割は難波京の一部として復元されていて条坊を天平尺の九〇〇尺(二六五メートル)と見るのが大勢であり、⁽²⁶⁾ 藤田が地割を四〇間と見たことは誤りであった。

また韓国慶州の新羅王京の地割についても、一万分の一の地籍図に基づき、四〇間の地割が存在したとしているが、最近の発掘調査を考慮した王京復元では、尹武炳案も東潮・田中俊明案も方格を一六〇メートルとしていて、⁽²⁷⁾ 現在では認識が異なってしまうている。したがって当然結論も異なる。

なお補足すると、筆者も発掘調査結果と『三国史記』や『三国遺事』の記事を対比する中で、王京復元を行っているが、結論的には一六〇メートル方格を追認し、それを古韓尺の一〇〇歩によるものとしている。ここで導かれる古韓尺の長さは二六・七センチである。

以上のように、当初高麗尺が準定説化する段階で、証拠としたほとんどの資料が、現在では立証能力を失ってしまっている。

3 東魏尺説の問題

かつて高麗尺の存在を強力に支えていたのが東魏尺である。東魏尺とは『隋書律歷志』に載っている東魏後尺のことで、晋前尺(二三・三センチ)の一・五〇〇八倍とあることから計算で求めた尺度(三四・七センチ程度)である。高麗尺の長さに比較的に近いことから、東魏尺を高麗尺の祖形とみなし高麗尺の代わりに東魏尺と記す報告も多い。またこれを考慮して高麗尺は東魏(五三四〜五五〇年)以降の古墳時代後期から用いられたとする説も一般的であった。

しかし、この東魏後尺は現在では北魏後尺(二八・六センチ)や北周市尺(二九・二センチ)と同じく唐大尺程度の三〇センチ尺度と見なすが中国では定説となっている。⁽²⁸⁾ それは隋書にある一・五〇〇八倍の記述は誤記

で、正しくは『宋史律歷志』にあるように一・三〇〇八倍すなわち三〇・二センチと見るからである。なぜかと言えば中国では数多くのものさしが残存しているが、唐代までのものさしは最長でも三一センチ台で、三四・七センチでは尺度変遷史の中に位置付けることが困難なためである。

したがって、高麗尺の起源を中国に求めることは現在ではできなくなっている。一方、朝鮮半島の場合には、高句麗尺と称する尺度を散見するが、これは高麗尺の読み替えであり、朝鮮半島に独自の記録によるものではない。むしろ『三国史記』などに現れる尺は、後の营造尺(唐大尺)に比較しても、短いと思われる記述が多く、そこに高麗尺を思わせるような長尺の兆候はない。

すなわち、三五・四センチという長さは、現在のところ東アジアの尺度史に位置付けることがきわめて困難なのである。

ましてや高麗尺の六尺一步の長さは二・一二メートルに達する。それはとても中国の尺度史で言う歩の範疇に入らない。中国では、周代は周尺による八尺一步(一・六メートル程度)であり、漢代から三国時代にかけて漢尺、晋尺などの六尺一步(一・四〇一・五メートル)になり、更に隋唐代になって唐大尺の五尺一步(一・五メートル)となっている。すなわち、歩は人間の歩幅の二歩に相当するのが常識であり、それを著しく逸脱するようなことはけつしてなかった。高麗尺だけが極めて異常なのである。

4 問題点の整理結果

ここで誤解のないようにして置きたいことがある。それは筆者がここで述べていることは、高麗尺の実態がなかったと言うことであって、令に書かれている令大尺(高麗尺)まで否定しているわけではないことである。令には書かれているが、実態のない空文であったと言っているのである。

令の規定による段三六〇歩制の始まりを、淨御原令と見るか大宝令と見るか、あるいは大化改新時まで遡るかについては、「大化改新の実在」問題ともからんで、わが国の古代史における一大課題である。しかし前出の金沢悦男の考察⁽¹⁾によって、これを大宝令とすることがほぼ確定した。したがって大宝令から和銅格までの期間はわずかに十年余に過ぎず、和銅格を空文の修正と見ることは十分にあり得る。だからこそ、天平期に入るとなし崩し的に唐の大尺と小尺を日本でも大小として使用するようになったのであろう。『令集解』の時代には今尺の大尺を唐大尺としていることは既に述べたところである。

一方、高麗尺の六歩が当初から(あるいは途中から)代制の基準になっていたとすれば、高麗尺の六尺一步制が長期間にわたって存在したことになる。必ずやその痕跡が残るであろう。土地制度は保守的なもので、例えば町段歩制が導入されてからもその下位単位としての代は中世社会まで存続し続けている⁽²⁾。そうであるならば高麗尺の六尺一步の痕跡が簡単に消滅してしまうはずがない。

その意味では、最近になっても高麗尺の存在を前提として、各種の遺跡や遺物にそれを当てはめて見て、高麗尺により造られたと結論をだしている報告書が数多くある。これらの「高麗尺に一致する事例」について次章以降で批判的な検討を行う。

二、高麗尺検出報告の再検討(日本の場合)

高麗尺が存在していたことを前提として、高麗尺の存在を補強する目的で、高麗尺の証拠としていくつかの事例をあげている研究がある。また高麗尺が実在したことを検証する目的というよりも、定説化した高麗尺を遺跡に当てはめて見て、結果的に高麗尺に良く一致しているとする報告書もある。以下これらの報告書について、批判的に検討を加えて見る。便宜上、日本と韓国に分ける。

表3 群馬県下の古墳の玄室長 (cm) 分布

玄室長 (cm)	件数	玄室長 (cm)	件数	玄室長 (cm)	件数	玄室長 (cm)	件数
161~170	1	251~260	3	341~350	2	431~440	1
171~180	0	261~270	6	351~360	2	441~450	1
181~190	0	271~280	5	361~370	3	451~460	2
191~200	2	281~290	4	371~380	3	461~470	0
201~210	1	291~300	2	381~390	3	471~480	2
211~220	3	301~310	5	391~400	0	481~490	0
221~230	3	311~320	5	401~410	1	491~500	0
231~240	2	321~330	3	411~420	4		
241~250	3	331~340	5	421~430	3	721~730	1

1 群馬古墳石室

尾崎喜左雄は『横穴式古墳の研究』⁽³¹⁾で群馬県下の古墳石室について、石室長と石室幅について高麗尺や唐尺の適合度の検討を行い、唐尺と共に高麗尺による古墳が多いことを報告している。やや独自の手順を使用したこと、その論理で検証過程を再検討することは煩雑なので、明示されている石室長や石室幅がどのような品質の計測値であるから検討したい。

尾崎は同書に七九件の石室の左側、中央、右側の玄室長と玄室幅の値を載せている。一部に欠測値もあるが、玄室の測定箇所による差異が読み取れるようになってきている。そのため、ばらつきを目安として、左側、中央、右側の計測値の差を求め、その平均値を計算した結果は、玄室長で二七センチ、玄室幅で二三センチであった。玄室の平均長さは三・二三メートル、平均幅は一・七七メートルなので、玄室幅については精密な議論の対象とできないことは明らかである。

しかし、玄室長については相対誤差が八パーセントなので、限定した議論なら可能である。そこで、玄室長の分布を調べてみた。結果を表3に示す。

表3を見て明らかなのは、特定の玄室長に集中している傾向があまり認められないということである。それはこれらの資料に基づいて精密な尺度論を展開することができないことを意味している。ただ、しいて傾向を抽出するならば、二・六一メートルから二・七〇メートル、三・一一から三・二〇メートル、四・一一から四・三〇メートルの石室長をとる場合が多い。これを三五・四センチの高麗尺に当てはめるなら、各々七・五尺(二・六六メートル)、九尺(三・一九メートル)、一二尺(四・二六メートル)となつて確かに尾崎の指摘した傾向は認められる。しかし、これを二六・七センチの高麗尺で当てはめても、一〇尺(二・六七センチ)、一二尺(三・二〇メートル)、一六尺(四・二七メートル)となり、むしろ整数値としてはきれいな値を示す。

以上の議論によって、尾崎の検討結果を高麗尺の証拠と見なすことはできない。

2 岩屋山式横穴式石室

白石大二郎は奈良県明日香村の岩屋山古墳の石室とほぼ同一企画の古墳として桜井市のムネサカ第一号古墳があり、その他にも類似する古墳として橿原市の小谷古墳、天理市の峰塚古墳を挙げ、尺度について検討している。⁽³²⁾ いずれも切石造りの精巧な横穴式石室である。

まず白石は、岩屋山古墳の玄室幅が奥部でも中央部でも二・七〇メートルであり、しかもその二・七〇メートルの長さが多くの構成石の単位となつてることから、これを高麗尺の八尺と見て、高麗尺を三三・七五センチと算定し、石室全長の一六・八メートルを高麗尺の五〇尺に当てる。そして玄室長(四・七二メートル)を一四尺(四・七三メートル)、羨道長(二二・〇八メートル)を三六尺(二二・一五メートル)で設計したと結論つけている。

ここで玄室幅の二・七〇メートルを高麗尺の八尺とするのは、法隆寺論争で二・六七メートルの柱間隔を高麗

表4 岩屋山式横穴式石室の計測値 (m)

	岩屋山	ムネサカ	小谷	峰塚	文殊院東	秋殿南	艸墓
玄室幅	2.7	2.7	2.8	2.65	2.63	2.3	2.8
玄室長	4.86	4.6	5.05	4.6	4.72	4.65	4.6
羨道長	12.08	12	6.45	6.5	—	6.3	8.8

尺の七・五尺として見ることから見ると異例であり、そのため通常の高麗尺より一センチも短くなつていて、一般的に高麗尺の証拠とするにはそのこと自体が問題である。したがつて、この解析事例をもつて高麗尺の証拠とすることはできない。

しかし、これらの古墳は切石造りで、尾崎の検討した群馬県下の石室に比べると尺度を論じ易いので、計測値を表4に整理してみた。

これらの整理結果を見ると、玄室幅では四古墳で二・六三〇メートルとなつていて、他の二古墳の二・八メートルも同一設計であつた可能性が高い。また玄室長についても全ての古墳で四・六五〇メートルとなつていて、かなり幅はあるが、四・八メートル程度の同一設計と見ることができよう。羨道長については二メートルと八・八メートルと六・四メートルの三グループと見る。なお岩屋山の玄室長は、白石は四・七二メートルとしたが、後の報告では四・八六メートルとしていたので訂正した。

このように整理すると、これらの数値は次のように古韓尺で良く当てはまる。

- 玄室幅 二・七メートル 古韓尺の一〇尺 二・六七メートル
- 玄室長 四・八メートル 古韓尺の三歩 四・八〇メートル
- 羨道長 一二・〇メートル 古韓尺の七・五歩 一二・〇メートル
- 八・八メートル 古韓尺の五・五歩 八・八メートル
- 六・四メートル 古韓尺の四歩 六・四メートル

したがつて、高麗尺としては異常に短い尺(三三・七五センチ)によらなくとも、古韓尺で簡単に説明する代案があるので、その意味でも岩屋山式横穴式石室を高麗尺実在の証拠とすることはできない。

3 東明神古墳等の凝灰岩使用石室

岩屋山古墳のような、いわゆる終末期古墳については、高麗尺から唐尺への移行時期に関する興味から、個々の古墳について、高麗尺があうか唐尺があうかを検討した事例がある。しかし高麗尺の証拠を求める立場から言えば、特定の古墳を対象とした議論では、計測値が限られ、幅広い議論になじまない。したがつて尺度問題を本格的に論じるためには、系統を同じくする古墳群をまとめて対象とする必要があるが、岩屋山式古墳石室群の場合を除いては、終末期古墳について系統的に高麗尺問題を論じたものはない。

その中で、ぜひ系統的に尺度問題を検討しておく必要があるのは、東明神古墳を初めとする凝灰岩使用石室の古墳である。特に約五〇〇個のほぼ同形同大の石材を組み合わせて均整のとれた形に造られた東明神古墳は、尺度研究には欠かせない。

幸いなことに東明神古墳については檀原考古学研究所による詳細な研究報告があり、その中で河上邦彦が類似の凝灰岩石室をまとめて紹介している。石室長が二メートル以下の火葬墓と思われる場合を除いて、表5にそれらの石室長と石室幅を示す。なお、東明神古墳の石室と極めて良く似た石室構造を持つ韓国の陵山里東一号墳についても併記する。

表を詳細に観察すると、数値に類似するグループがあることに気づく。まずA群では、高松塚の石室幅(二〇三・六センチ)、石のカロートの石室幅(二〇三センチ)、平野三号の石室幅(一〇六センチ)がほぼ一〇五センチ程度となつている。施工による差異を認めれば同一寸法で企画された可能性が高い。その意味で見ると、B群で

表5 東明神古墳等の凝灰岩石室の平面規模

古墳名	石室長	cm	復元尺	cm	石室幅	復元尺	cm
東明神古墳	312	D	12	316	206	C	8 210
マルコ山古墳	271	B	10	263	128.5		5 132
高松塚古墳	265.5	B	10	263	103.5	A	4 105
石のカラト古墳	260	B?	10	263	103	A	4 105
平野3号墳	212	C	8	210	106	A	4 105
御嶺山古墳	222	?	8	210	141	?	5 132
平野塚穴山古墳	305	D	12	316	150	?	6 158
牽牛子塚古墳	210	C	8	210	290 120		11 289 4.5 118
陸山里東1号墳	268	B	10	263	110	A?	4 105

表中のA、B、C、Dは寸法をグループ化したもの

は、東明神の石室幅(二〇六センチ)、牽牛子塚の石室長(二一〇センチ)、平野三号の石室長(二二二センチ)があり、いずれも二一〇センチ程度でちょうどA群の二倍になっている。またC群の石のカラト古墳、高松塚、マルコ山古墳の石室長が各々二六〇センチ、二六五・五センチ、二七一センチで、韓国の陵山里東一号二六八センチを含め同一のグループと見なせるが、それらはちょうどA群の二・五倍の長さである。同様にD群の東明神と平野塚穴山の石室長の三二二と三〇五センチはA群の三倍と見ることが出来る。

このように、各計測値に数センチ程度の施工差異を認めれば、ほとんどの数値間に簡単な整数比関係が認められる。すなわち、A…B…C…D || 二…四…五…六の関係があり、これから基本のモジュールを平均して求めると五二・五センチになる。

そうであるならば、表中でグループ化されなかった数値も、この五二・五センチとの関係があると想定される。事実、マルコ山古墳の石室幅一二八・五センチは五二・五センチの二・五倍であり、牽牛子塚古墳の石室幅の二九〇センチは五二・五センチの五・五倍である。

しかし御嶺山古墳の二二二センチと一四一センチの場合は、五二・五センチとの関係が明瞭ではない。これはおそらく、内壁に漆喰等を貼り付けるための差異があり、仕上がり寸法としては、石室幅、石室長共に一〇センチ程度狭かったと考えれば、五二・五センチの四倍と二・五倍になる。

かくして総合すると最小モジュールは五二・五センチの二分の一の二六・三センチになる。すなわち、この数値が基準尺であった可能性が高い。

その意味では東明神の切石の寸法にも注目する必要がある。これらの切石は一定の規格で成形されており、側壁部分では十層に積み重ねられているが、その内の七層までが、目地を含めて二六・五センチの厚さになっている。また石材の幅にも一定の基準があり、五〇センチから五四センチが多く、平均すると五二・五センチ程度と見なせる。

このように、石室および石材の寸法から帰納される基準モジュールは二六・三センチを指し示している。これは古韓尺の二六・七センチの範疇に入る。したがって、これらの古墳が古韓尺によって設計された可能性が高い。ところでここで問題となるのは、高麗尺と古韓尺との間には四対三の関係があることである。すなわち基本モジュールとして得られた二六・三センチは、高麗尺の〇・七五尺とも考え得るのである。しかしそうすると古韓尺なら一尺単位で復元できるが、高麗尺では〇・二五尺単位まで考えないと復元できなくなる。

このことは既に法隆寺の尺度問題において述べたことであるが、古墳石室についても、高麗尺の〇・七五尺を基本単位としていたと主張することにはむりがある。特定の建造物群だけなら高麗尺〇・七五尺を一支としたとする議論も成立つが、系統の異なる古墳まで共通の一支を用いることは考え難い。

4 奈良盆地の道路問題

高麗尺の実在したことを示すには、高麗尺の五尺一步ではなく、高麗尺の六尺一步による地割を見出すことが方法である。その立場からの研究としては、奈良盆地の古道の間隔を論じたものがいくつかある。

まず高麗尺を肯定する千田稔は次の三例によって、令前の里(高麗尺の六尺一步による三〇〇歩で六三六メートル)を単位とする計画があったことを提示し、その存在は仮定の域を出て現実性を持つとしている。⁽³⁵⁾

(1) 奈良盆地を東西走る北の横大路と南の横大路の間隔は二二、〇三〇〜二二、一〇〇メートルで、これは令前の里ではかるとちょうど一九里になる。

(2) 南の横大路の直線部分(当麻町付近から桜井市小西橋まで)は二二、五〇〇メートルでちょうど二〇里である。

(3) 河内平野の東西走る長尾街道(大津道)と竹内街道(丹比)道の間隔は一、九二五メートルで三里である。(足利健亮は一、九〇二または一、九〇八メートルとしている)。

しかし千田はその後の論考⁽³⁷⁾では、南北大路間の一九里説と長尾・竹内街道間隔の三里説については紹介しているが、横大路の直線部距離については触れていない。直線部分長を何らかの基準とすることに疑義が生じたからであろう。南北大路間を一九里とすることについても「きわめて不自然さがつき伴う」ことを認めていて、やや主張が後退している印象がある。

河内を東西に走る道路間の距離については、千田の指摘のほかに、秋山日出雄の三、五八〇メートル説⁽³⁸⁾や服部昌之の三、六〇〇メートル説⁽³⁹⁾もある。また道路間の距離で欠かせないのが、奈良盆地を南北に走る上ツ道、中ツ

道、下ツ道の間隔(二、一一九メートル)である。これらについて高麗尺の里を求めると五・八里、三・三三里となり適合しない。もっとも上ツ道、中ツ道、下ツ道の間隔は高麗尺の一、〇〇〇歩であり、三、五八〇〜三、六〇〇メートルは高麗尺の一萬尺と見ることができ、尺と歩と里を混用することに不自然さがある。

したがって千田の提示する南北横大路二二、一〇〇メートルと長尾・竹内街道間隔一、九〇二〜一、九二五メートルだけのデータで高麗尺の里が存在したとするのは検証能力に乏しい。

ところで筆者の提唱する古韓尺の里(四八〇メートル)で計るなら、南北横大路間隔はちょうど二五里であり、長尾・竹内街道間もちょうど四里である。日本最大の前方後円墳大仙陵古墳は墳丘長(四八六メートル)が古韓尺の一里であり、後円部の直径(二四四メートル)が半里である。また古韓尺の半里で造られた古墳には行燈山古墳(二四〇メートル)、室宮山古墳(二三八メートル)、岡ミサンザイ古墳(二四二メートル)がある。ひとつの対案として示しておきたい。

なお上ツ道、中ツ道、下ツ道の間隔は八個の坊に分割された二六五メートルの方格を伴っている。だからこれを高麗尺の一、〇〇〇歩と見て、各坊を一二五歩とするよりも、令の四里と見て、坊を〇・五里(一五〇歩)と見る方が自然である。

5 平城京道路遺構の問題

井上和人は最近「平城京条坊道路の設計規格について、大宝令大尺≡高麗尺説におよぶ」と題して平城京の道路遺構に令大尺(高麗尺)が認められることを報告し、かねてから令大尺を前提に藤原京・平城京の復元研究を続けてきた立場を再確認している。⁽⁴⁰⁾

その際に用いられた資料を整理すると表6の通りである。

表6 平城京の道路遺構と尺度の関係

道路遺構名	側溝心々 ／側溝幅	実測		令大尺		令の歩		令小尺	
		m	尺	m	歩	m	尺	m	
藤原京 三条大路	側溝心々	8.85	25	8.87	5	8.88			
	側溝幅	1.77	5	1.77			6	1.78	
平城京左京三条二坊 三条条間南小路	側溝心々	7.10	20	7.10	4	7.10			
	側溝幅	1.30	5	1.77			4	1.20	
平城京左京二条二坊 二条条間大路	側溝心々	15.90	45	16.00	9	16.00			
	側溝幅	3.60	10	3.55			12	3.55	
平城京右京二条三坊 二条条間大路	側溝心々	16.00	45	16.00	9	16.00			
	側溝幅	2.40	5	1.77			8	2.37	
平城京右京二条二坊 東二坊坊間	側溝心々	8.55	24	8.52	5	8.88			
	側溝幅	1.00	4	1.42			3	0.89	

すなわち、藤原京・平城京の道路遺蹟を側溝の心々距離と側溝の幅ではかると、ほとんどが令大尺の五尺単位になっていることを示した上で、平城京右京二条二坊東二坊坊間の場合には側溝の心々距離が二四令大尺であり、それに対応して側溝の幅も四大尺となるとして、五尺単位なら歩(令小尺の六歩)と見ることができ、二四尺や四尺では歩単位と見なせないもので、これによって「大尺が実態として使用されていたと判断できる」と言うのである。

しかし表6で明らかのように、他の事例はすべて、五大尺の単位になっていて、なぜここだけが二四尺なのか合理的な説明がなされていない。計測値には当然誤差があり、これが二五尺であったとしてもわずか〇・三メートルの差であり、十分に有り得る誤差範囲である。事実、井上も左京三条二坊三条条間南小路と右京二条三坊二条条間大路の側溝幅に関しては令大尺の五尺単位に割り付けていて、〇・三メートル以上の差異を問題にしていない。

そのことよりも問題は、側溝幅を無理に令大尺によって説明しようとしていることである。これを令小尺とみれば表6に追記したように実際の計測値と良く一致する。何も

側溝幅まで「地を量る大尺」と見る必要はないのである。

これは筆者のみの主張ではない。例えば、山中章は「古代条坊制論」において、平城京の条坊内の宅地に与える道路幅の影響を検討するなかで、道路幅ばかりでなく坊の大きさまで全て令小尺で示している⁽⁴⁾。それは道路問題を扱うためには令小尺でないと議論ができないことを示している。なぜならば、山中はけっして令大尺を無視しているわけではなく、坊の大きさを三七五大尺と示した上で、令小尺を用いているからである。また、平城京の道路幅(側溝心々間)には令小尺の二〇尺が少なからずある^(4b)。したがって、側溝幅が令小尺で造られたとしても問題ないのである。地を量るには歩を用いるが建築や側溝などの建造物は令小尺を用いたとする方がむしろ常識的な解釈なのである。

以上によって、井上が令大尺(高麗尺)が実態として使用されていたとする根拠は失われたと考える。

三、高麗尺検出報告の再検討(韓国の場合)

1 尹長燮の論文

一九七六年に発表された尹長燮の論文「韓国の营造尺度^(4c)」は、周尺、漢尺、高麗尺、唐尺、高麗营造尺について網羅的に紹介したもので、高麗营造尺を除いては、直接建造物の計測値と比較したものではない。

高麗尺については、①高句麗平壤都城井田、②新羅王京区画、③扶蘇山城内方形建物址、④扶餘百濟五層石塔、⑤皇龍寺塔址、⑥法隆寺(日本)、⑦飛鳥寺(日本)、⑧法隆寺所蔵百濟觀音像の実例をあげているが、②、④、⑤、⑥については、既に一の2で根拠にならないことを示した。⑦は法隆寺と同系統の建築物であり、これも法隆寺同様に根拠とならない。また⑧の百濟觀音像を例として挙げているが、これは像の実長二一〇センチを高麗尺の六尺と見ただけのこと、しかもその場合の高麗尺長は三五・〇センチであり、三五・四センチに比べると短かい

日韓古代遺跡における高麗尺検出事例に対する批判的検討(新井)

ので、根拠にならない。①の高句麗平壤都城井田については、いくつかの議論があるので、後述するがこれも実証の根拠とはならない。

すなわち、尹長燮が引用した全ての資料が、現在では高麗尺の存在を実証するには不適當あるいは不十分なものとなっている。

2 佛国寺多宝塔

一九七七年に発表された朴興秀の論文「多宝塔の平面図と营造尺度」は近著『韓・中度量衡制度史』にも採録されている。⁽⁴⁴⁾ それによれば佛国寺の造営計画、特に多宝塔の設計は高麗尺(高句麗尺)によっているとしている。

まず第一の根拠として、大雄殿の中心仏像と多宝塔および釈迦塔の距離(二五・六メートル)、南回廊外側と多宝塔および釈迦塔の距離(一四・九メートル)、および釈迦塔と西回廊外側の距離(一二・七三メートル)がそれぞれ高麗尺(三五・五七センチ程度)で七二尺、四二尺、三六尺となるとしている。しかし、なぜ主要な建物間の距離を対象としていないのか大きな疑問である。

次に朴興秀が根拠として挙げたのが、多宝塔の細部寸法である。全てで二二ヶ所の計測値について、次のような高麗尺数を当てはめている。

四・三三二尺	三・四三三尺	五・五〇尺	三・一七五尺	一・〇〇尺	四・四〇尺	二一・〇尺
二・三六尺	三・二六尺	一・〇〇尺	二・八七尺	一一・〇尺	七・七二尺	四・三五尺
一・六八五尺	二・一四尺	二・〇六尺	一・九八尺	一・二〇尺	七・二〇尺	六・〇〇尺
二・八〇尺						

これらから見ても明らかのように、多宝塔の細部寸法に高麗尺の完数を示すものもあるが、この程度の一致でよいならば、他にも多くの候補がある。

李宗峯も「このような方式は統一新羅時代の尺を明確に究明することではなく、むしろ尺に対する理解を混乱させる結果をもたらしている」と苦言を呈している。⁽⁴⁵⁾ したがって現状では、高麗尺の存在を裏付けたことにはならない。

3 通度寺大雄殿

一九八五年に発表された孫勝光らの論文「通度寺殿閣などの营造尺度考察」⁽⁴⁶⁾ では、通度寺の大雄殿は新羅時代の基礎が利用されていて、桁行五間は平均三一四・八センチ、梁三間は端間が三一四・七センチ、中央間が四七二・一センチとなっているとして、これらを高麗尺(三五・〇センチ)の九尺(三一五センチ)および一三・五尺(四七二・五センチ)に還元した。

しかしこれらの数値は、高麗時代の营造尺の一〇尺と一五尺と見ることもできる。その場合、尺長が三一・五センチとなり、高麗時代の一般的な尺長の三一・〇センチよりも長い。同論文にもあるように、通度寺の高麗時代の建物の中には三一・四センチの营造尺によって造られたものが二例(梵鐘閣と極楽宝殿)あり十分にあり得る範囲内である。

しかし、新羅時代の礎石をそのまま使用していることから、旧長で還元された可能性もある。その時には、高麗尺なら九尺と一三・五となるが、古韓尺なら一二尺と一八尺となり、古韓尺の方が完数性に優れている。その場合の古韓尺長は皇龍寺の遺跡から得られる長さ(二六・四センチ)と近い。したがって、通度寺大雄殿の建物をもって高麗尺の証拠とすることは出来ない。

4 安鶴宮、定陵寺、金剛寺、江西大墓
 一九九五年に発表された朴贊興の論文「高句麗尺に対する研究」⁽⁴⁷⁾では、高麗尺の起源について、従来学説を紹介した上で、①安鶴宮、②定陵寺、③金剛寺、④平壤城の都市計画、⑤江西大墓の諸計測値が高麗尺に一致すると述べている。

この内、①安鶴宮、②定陵寺、③金剛寺については、筆者も既に前出書⁽⁴⁸⁾で検討しているが、統計的な検討を経ず、いずれも高麗尺について有意な結果を得ていない。しかも安鶴宮については、統計的に見て、むしろ古韓尺の可能性が高いことを示している。

このように同一の遺跡を対象としながら、異なった結論となっているのは、参照した計測値に違いがあるか、あるいは推論の方法に問題があるかのいずれかと考えられる。

まずは、以上のような状況なので、多少煩雑ではあるが各項目ごとに再検討したい。なお、朴贊興のこの部分の記述は⁽⁴⁹⁾リ斗線や한인호の一連の論文の引用を主としており、独自のものではない。

①安鶴宮

朴贊興が⁽⁴⁹⁾リ斗線の論文から引用した計測値と解析結果を一覧表として表7に示す。いずれも原報告書によるものではない。

安鶴宮については、五一件の建物と二、三九〇個の柱跡が発見されており、その配置図も詳細に報告されている。柱跡の直径が三メートル程度あるので、小さな建物の尺度を対象とする場合には問題があるが、等間隔の柱列がつづく回廊などでは十分に議論に耐える資料がある。

しかし朴贊興(リ斗線)は一部の建物の桁行総長や梁行総長のみを対象としていて、各柱間の長さについては

表7 朴贊興(리斗선)が使用した安鶴宮の計測値

項目	測定箇所	実測値 (m)	復元値		誤差率 %	原 報告書
			尺	m		
建物	南門総桁行	38.08	110	38.5	1.1	37.5m
	総梁行	10.41	30	10.5	0.86	10m
	外殿(南宮) 総桁行		143	50.05		49m
	総梁行	16.55	48	16.8	1.5	16.3m
	内殿(中宮) 総桁行	86.95	250	87.5	0.6	87m
	総梁行	14.99	43	15.05	0.39	
距離	南門~外殿南門	154.5	450	157.5	1.8	
	南門~外殿北面	267.5	450√3	272.4	1.5	
	外殿南門~内殿南門	154.2	450	157.5	2.1	
	南門~内殿後殿北面	400.5	450√3+1.5	408.4	1.9	
	南門~後寝殿北面	518.1	450√3+2	543.8	4.9	
	内殿南門~寝殿南門	105.1	300	105	0.09	
	宮殿中心~外殿中心	102.5	300	105	2.3	
	宮殿中心~内殿中心	78.5	450*0.5	78.75	0.38	
城壁	東西南北平均	620	1800	630	1.7	

全く無視している。一般に建物は柱間が一〇尺、一二尺、一五尺などの組合せで成立していて、総長が五〇尺とか七〇尺とか完数になるとは限らないので、この点からも問題がある。

例えば、内殿(中宮)について再検討して見よう。総桁行八七メートルを二五〇尺としているが、原報告書によれば中央に桁行七間三二メートル(四・五七メートル間隔)の建物があり、その両側に桁行五間二三メートル(四・六〇メートル間隔)の建物がある。すなわち内殿は等間隔一九間(平均四・五八メートル)になっている。したがって、総桁行の尺数は一九の倍数でなければならぬが、二五〇尺は一九の倍数になっていない。同様に、南門の総桁行三八・〇八メートル(原報告では三七・五メートル)を一一〇尺として

表8 安鶴宮の信頼性の高い柱間距離

遺跡建物名称	桁行数 (m)	平均桁行 (m)	平均梁行 (m)
南宮第一号宮殿東西回廊	25	4.25	4.25
第二号宮殿東回廊	38	4.25	4.25
第二号宮殿南回廊	16	4.20	4.20
中宮第一号宮殿東西回廊	24	4.25	4.00
第一号宮殿南回廊	25	4.25	4.25
第二号宮殿北回廊	14	3.97	4.00
北宮第一号宮殿東西回廊	11	4.25	4.25
第二号宮殿東西回廊	13	4.25	4.00
第六・七号宮殿西回廊	24	4.20	3.80
西宮南側回廊	25	3.72	4.00
西宮第二号宮殿	5	4.25	
北宮第四宮殿	11	4.00	
中宮第一号宮殿	19	4.58	

いるが、原報告では、七間の柱間を四・六↓六・〇↓五・一↓六・一↓五・一↓六・〇↓四・六メートルとしていて、これを一一〇尺とすることは恣意的である。もし、各柱間に三五センチ程度の尺を当てはめるなら、一三尺↓一七尺↓一四・五尺↓一七・五尺↓一四・五尺↓一七尺↓一三尺と成り、一〇六・五尺と成らなければ整合性に欠ける。したがって、建物の尺度を論ずる場合には、総桁行や総梁行ではなく、個々の柱間を対象にしなければならぬが、安鶴宮の場合、直径三メートル程度の柱基礎の中心間を測定して柱間距離を求めており、個々の柱間距離の信頼性はかなり劣る。しかし回廊のように等間隔の柱間が連続している場合、あるいは大型建物で等間隔の桁行・梁行が連続している場合には信頼性の高い計測値が得られる。そのような例を『大城山の高句麗遺跡』⁵⁰⁾から抽出して表8に示す。

これらの結果を見ると、三・七二(三・八)メートル、三・九七(四・〇)メートル、四・二五

表9 朴贊興(한인호)が使用した定陵寺の計測値

測定箇所	実測値 (m)	復元値		誤差率 %	備考
		尺	(m)		
八角塔広さ	17.6	50	17.5	0.57	
一辺	7.3	21	7.4	0.68	
建物全体東西	67.2	192	67.2	0	
南北	105.0	300	105.0	0	
講堂東西(基壇)	44.0	126	44.1	0.23	
南北(基壇)	14.5	41	14.4	1.05	
講堂前面の柱間隔	3.5	10	3.5	0	柱間不揃い
鐘樓東西(基壇)	16.4	47	16.5	0.3	南北13.8m

(四・二)メートル、四・五八メートルの四種類の柱間距離に整理できるが、これらは古韓尺の一四尺(三・七四メートル)、一五尺(四・〇メートル)、一六尺(四・二七メートル)、一七尺(四・五四メートル)に極めて良く一致している。

なお、建物間の配置について言えば、起点の多くを南門(中心)に採っているが、配置が南門を基準としたとすること自体が仮説に過ぎず、主要建物間の相互位置関係で検討する方が客観的な見方である。また尺度の当てはめに際して、 $\sqrt{3}$ 倍したり、 $\sqrt{3}$ で割ったりしているが、建物の配置設計に円や三角形を使用した確実な事例はなく、それ自体が仮説の域を出ないものである。

以上によって、朴贊興(한인호)が高麗尺の存在を裏証したことには根拠がないことを示し得たと考える。

②定陵寺

朴贊興が한인호の論文⁵¹⁾から引用した使用した計測値と解析結果を一覧表として表9に示す。ただしこれらの数値は、原典の『五世紀の高句麗文化』⁵²⁾によるものではない。原典によるならば、更に多くの計測値を検討対象とできるのに、これらを無視している。しかも尺度を議論するには適当とは考え難い基壇の大きさを三件

表10 朴贊興(리화선)が使用した高句麗金剛寺の計測値

金剛寺の測定箇所	実測値 (m)	復元値		誤差率 %	原報告書
		尺	m		
塔基壇北面～講堂基壇南面	11.1	35	12.25	9.4	図測13.0m
塔基壇西面～西殿基壇東面	11.72	35	12.25	4.3	11.72m
塔基壇南面～中門北側基壇	12.2	35	12.25	0.4	?
塔中心～東殿基壇東面	37.1	105	36.75	0.95	図測36.4m
塔基壇の巾	24.7	70	24.5	0.8	図測25.4m
金堂基壇東西	32.1	87.5	30.6	4.9	32.45m
南北	18.8	52.5	18.37	2.3	19.18m
東殿基壇南北	24.48	70	24.5	0.08	23.48m

も採用しながら、完数とは言えない四一尺、四七尺、一九二尺、一二六尺などを当てはめている。このようなことを認めるなら、如何なる尺度でも誤差率を小さくできることになり、尺度議論自体が成り立たない。

③金剛寺

朴贊興が리화선の別の論文から引用した計測値と解析結果を一覧表として表10に示す。

この場合も計測値は原典に記載されている数値と異なっているところがある。したがって、資料そのものの信頼性に問題がある上、誤差率が二パーセントを超えるものが半分もあり、とても高麗尺の存在を証明するものとはなり得ていない。

④江西大墓

江西大墓については、墓室の大きさを三二センチ×三二八センチとしてこれを高麗尺の九尺にあてはめている。また高さ三三センチを高麗尺一〇尺としている。しかし問題はなぜ江西大墓のみを対象としたかである。筆者は『まぼろしの古代尺』の中で、集安と徳興里、東明王陵付近の高句麗古墳の玄室および將軍塚古

墳など約四〇件を対象として解析を行い、高麗尺よりもむしろ古韓尺が良く合うことを示している。

したがって、単にひとつの古墳が高麗尺に合ったからと言って、その証拠にするには慎重でなければならない。ちなみに江西大墓の玄室の大きさは古韓尺では一二尺である。

5 平壤城の都市計画

前出の「高句麗尺に対する研究」の中で、朴贊興は平壤城の都市計画についても取り上げている。ただしこの検討結果は従前の学説の一部を踏襲しただけのもので、新規に高麗尺の存在を検証したものではない。学説的に言えば、高麗尺説としての長い歴史を持っているものであるが、最近では異論も多く、それを踏まえずに高麗尺説に直結させていることには問題である。

すなわち、平壤城の外城内に方格地形の存在していたことは『箕田遺制説』などによって古くから知られていたが、近代になって総督府の技師が実測したところ、東西平均一八二・一メートル、南北平均一八一・五メートルであった。これを高麗尺(三五・六センチ)の五〇〇尺とみれば、一七八メートルとなりほぼ一致するので、高麗尺の一例として紹介されてきた歴史がある。

しかし土地を測るのに歩を用いずに尺を用いたとすること自体が異様である。そのため、亀田博は東魏尺(三〇センチ)程度の尺の六尺一步の一〇〇歩とする見解を発表し、高麗尺説に批判的である。

その上、最近引互と引互は、一八二メートルの方格そのものを否定して、一二〇メートル×八四メートルの方格と八四メートル×八四メートルの方格を唱えている。いわば、基礎資料そのものにも問題が生じている状況なので、平壤城の都市計画をもって高麗尺の証拠とすることはできない。

6 二聖山城出土の高句麗尺

二〇〇〇年七月の『二聖山城八次報告書』⁽⁵⁷⁾には高句麗木簡とともに、高句麗尺が出土したと報告されている。それは残存総長が三五・六センチでその一部に(三分の一度程度に)目盛が刻まれているものである。報告書ではこれを残存長さが高句麗尺に一致することから、高句麗尺としているが、当然ながら問題がある。それは一部に刻まれている目盛を基準として見ると、残存総長とまったく関係ないからである。

この点については、尹善泰も詳しく触れて、高麗尺説を否定している。⁽⁵⁸⁾これは当然の見解であり、残存総長が高麗尺に一致したからといって、細部の目盛との関係を検討することなく、それを高麗尺と認定したこと自体が、性急すぎる結論であり、尺度論を無視していたからである。

7 皇龍寺

藤島亥治郎が最初に高麗尺説を唱えて以来、皇龍寺が高麗尺で造られているとする考え方には強固なものがあり、『皇龍寺遺蹟発掘調査報告書I』⁽⁵⁹⁾においてもかなりなページ数をさいて高麗尺と唐尺の適合度を比較検討している。⁽⁶⁰⁾しかし、明確に高麗尺によつて造られたとする結論は示し得なかった。

その状況の中で権鶴洙は、礎石が残り比較的品質の良い計測値の得られている木塔址、金堂址、講堂址を対象として、統計的な手法を用いて高麗尺の使用について再検討を行ない、金堂の場合は高麗尺の使用を確認したが、他の木塔と講堂については、高麗尺の使用を確認しえなかったと報告している。⁽⁶¹⁾

しかし統一的な構想のもとで計画された皇龍寺において、一部の建物にのみ高麗尺が使用されたとする結論はそのまま受け入れ難い。すくなくとも同時期に作られた建物群は同一尺度によつたとするのが常識的な判断であろう。その意味では、筆者も木塔、金堂、講堂について詳細な検討を行い全て古韓尺によつて統一的に造られて

表11 皇龍寺の柱間距離と古韓尺・高麗尺の適合度

建物	項目	実測値 (cm)	n	古韓尺		高麗尺			
				尺数	尺長	尺数	尺長		
木塔	桁行・梁行	316.7	108	12.0	26.39	○	9.0	35.19	△
講堂	桁行	546.3	42	20.5	26.65	○	15.5	35.25	○
	梁行	396.8	39	15.0	26.45	○	11.0	36.07	×
金堂	内陣桁行・梁行	500.3	68	19.0	26.33	○	14.0	35.74	○
	外屋AB梁行	342.5	6	13.0	26.35	○	9.5	36.05	×
東金堂	桁行(中央5間)	464.5	5	17.5	26.54	○	13.0	35.73	○
西金堂	桁行(中央3間)	454.8	4	17.0	26.75	△	13.0	34.98	×
講堂西側①	桁行	424.3	10	16.0	26.52	○	12.0	35.36	○
講堂西側②	桁行	474.3	16	18.0	26.35	○	13.5	35.13	△
講堂西側③	桁行	490.1	8	18.5	26.49	○	14.0	35.01	×
南廻廊(東)	桁行	411.9	46	15.5	26.57	○	11.5	35.82	△
南廻廊(西)	桁行A	417.5	21	15.5	26.94	×	11.5	36.30	×
	桁行B	381.4	21	14.5	26.30	○	11.0	34.67	×
東廻廊	桁行	413.2	89	15.5	26.66	○	11.5	35.93	×

nは測定件数、○は一致度が高い、△は一致度が劣る、×は一致しない

いることを既に報告している。⁽⁶¹⁾

ところで皇龍寺には、木塔、金堂、講堂の他に、礎石等が残っていないと、回廊のように等間隔の桁行を持つ建物で、信頼性の高い柱間距離が得られている場合がある。これらを加えて、各建物の柱間距離について調査報告書に基づき、古韓尺、高麗尺の適合度を表11に整理して見た。

結果を見ると、古韓尺の場合にはほとんどが二六・三〜二六・七センチに入っているが、高麗尺の場合は三五・二〜三五・八センチに入る場合が三分の一以下で、適合度が著しく劣っている。したがって、皇龍寺の資料をもって高麗尺の証拠とすることはできない。なお、南廻廊(西)の桁行Aの場合が、他の建物の古韓尺長とかなり差異があるのは、時期的な違いであつて、ある

いは唐尺の一四尺で造られたものかも知れない。

おわりに

(大宝) 令の雜令に記載された大尺・小尺は唐制の大尺・小尺とは異なり、令大尺は唐大尺の一・二倍、令小尺は唐小尺の一・二倍であり、令小尺が唐大尺の実長に一致していた。

しかし大宝令の十余年後に出された和銅格以降のある時期からは、大尺・小尺と言えは唐制の大尺・小尺を意味するようになった。

そのため雜令の規定は唐制導入過程で間違えたものだとする説も有力であったが、雜令の歩に関する規定は大尺基準で五尺一步であり、唐制の表現と一致しているので、単なる間違えともいえない。

確実なことは、和銅格で五尺一步制を止めて六尺一步制に移行したことである。ただし歩の実長に変化がなかったことは、『令集解』の「古記問答」に明記されている。このことは令大尺が廃止され、それ以降はすべて令小尺すなわち唐大尺が基準となったことを意味する。

ただしこの「古記問答」には一町の田積が三六〇歩から二五〇歩へそして再び三六〇歩へ変ったと受け取れる「田積三遷」の記述があり、令大尺を用いたのは高麗術であると記している。そのため令大尺を高麗尺とも称するようになった。

しかし「田積三遷」記事は和銅格の歩制変更に伴う誤解を解消するための「想定問答」であり、実際に田積が変化したことはなかったというのが、近年の学説である。

このような状況から判断すると、令大尺(高麗尺)は単なる規定上の尺度に過ぎず、実態のない尺度であった可能性が高い。

筆者は四世紀から七世紀にかけて日本および朝鮮半島において古韓尺が使われていたことを提唱してきた。そしてこの古韓尺を媒体として、古代日本の土地制度「代制」が朝鮮半島の土地制度「結負制」と同一であったことや、大型前方後円墳が同じ計量システムで企画築造されたことを明らかにした。その結果として、高麗尺が実在したことに対して、強い疑念を抱くようになった。

しかし藤田元春の『尺度綜考』以降、準定説的な位置を占めている高麗尺については、遺跡等の評価に用いられ続け、高麗尺に合致したとする報告も少なくない。

本稿は、日本および韓国において、資料に基づき高麗尺の存在を主張している主要な報告事例を対象として、批判的な検討を行ったものである。

その結果、いずれの報告事例についても、基礎資料そのものが、その後の発掘や研究の進展で変ってしまったり、あるいは古韓尺との対比で意味を喪失してしまっていて、高麗尺の存在を実証する資料とはなり得ないことを明らかにした。

註

- (1) 藤田元春『尺度綜考』刀江書院、一九二九年。
 (2) 龜田隆之や虎尾俊哉は高麗尺の由来となった「田積三遷」を仮定の問答として実在しなかったとした。文献後出。
 (3) 小泉袈裟勝『日本歴史』三五一号、一九七七年。『ものさし』法政大学出版局、一九八七年、一一五頁。なお同書一七頁で、藤田元春の『尺度綜考』に対して痛烈な批判を行っている。
 (4) 新井宏『まぼろしの古代尺』吉川弘文館、一九九二年、一〇〇～一〇一頁。
 (5) 新井宏『古代尺度復元法の研究(第1～3報)』『計量史研究』一三〇～一三五号、一九九〇～一九九二年。
 (6) 新井宏『まぼろしの古代尺』吉川弘文館、一九九二年。
 (7) 新井宏『三國史記・遺事記事』新羅王京復元斗古韓尺』『百濟研究』三六号、二〇〇二年。

- (7) 新井宏「結負制の復元과代制の起源」한글고대사연구, 三〇号, 二〇〇二年。
- (8) 新井宏「古墳築造企画と代制・結負制の基礎尺度」『考古学雑誌』八八卷三号, 二〇〇四年。
- (9) 龜田隆之「日本古代に於ける田祖田積の研究」『古代学』四卷二号, 一九五五年。
- (10) 虎尾俊哉「大宝令以前における田積法及び祖法の沿革」『斑田収授法の研究』, 一九六一年, 八七頁。
- (11) 金沢悦男「田積田積法の変遷について——学説史の検討から——」『法政考古学』二〇号, 一九九三年。
- (12) 詳細は前出金沢悦男論文を参照されたい。浄御原令を町段制とする虎尾俊哉らの説と町代併用制であったとする吉田孝説に対し、田名綱宏が町段制の始まりを大宝令とする説を提出していた。
- (13) 学説史的には、横山由清が「日本田制史」で高麗尺起源説を唱えたが、内田銀蔵、坂本太郎、弥永貞三、岸俊男ら是否定的であった。
- (14) 関野貞「日本建築史」『アルス建築大講座』第一卷, 一九二六年。
- (15) 長谷川輝雄「四天王寺建築論」『建築雑誌』三九号, 一九二四年。
- (16) 藤島亥治郎「朝鮮建築史論(一)」「建築雑誌」四五号, 一九三〇年。
- (17) 米田美代治「朝鮮上代建築の研究」秋田屋, 一九四四年。
- (18) 岡田英男は「西院伽藍と若草伽藍の造営計画」『法隆寺発掘調査報告書Ⅱ』一九八四年で法隆寺の建物が高麗尺の〇・七五尺を、支として造られているばかりでなく、法隆寺、若草伽藍、飛鳥寺の伽藍配置が高麗尺の七五尺を基準としていたと主張している。
- (19) 前掲『まぼろしの古代尺』一七七頁、一八〇頁。
- (20) 川端俊一郎「南朝尺のモジュールによる法隆寺の营造」『計量史研究』二四号, 二〇〇二年。
- (21) 文化財保護委員会「四天王寺」一九六七年。
- (22) 金正基ほか『皇龍寺遺蹟発掘調査報告書Ⅰ』慶州古蹟発掘団, 一九八三年。
- (23) 前掲『まぼろしの古代尺』三八〇頁。
- (24) 尹武炳「新羅王京の坊制」『李丙燾博士九旬記念韓国史学論叢』一九八七年。
- (25) 新井宏「熊津泗泚時期百濟の尺度制(討論文)」『古代東亞細亞と百濟』忠南大学校百濟研究所, 二〇〇三年。
- (26) 中尾芳治『難波京』ニューサイエンス社, 一九八六年。
- (27) 前掲尹武炳論文。
- (28) 東潮・田中俊明「韓国古代遺跡(巻1新羅編)」一九八八年。東潮「新羅金京の坊里制」『条里制・古代都市研究』

- 一五号, 一九九九年。
- (29) 丘光明ほか「中国科学技术史 度量衡卷」二〇〇一年, 二八四頁(中国語)。
- (30) 歌川学「中世における耕地の丈量単位」『北大史学』三二号, 一九五四年。
- (31) 尾崎喜左雄「横穴式古墳の研究」吉川弘文館, 一九六六年。
- (32) 白石大二郎「岩屋山式の横穴式石室について」『論集終末期古墳』学生社, 一九七七年。
- (33) 檀原考古学研究所編「岩屋山古墳」『奈良県文化財調査報告書第三九集』一九八二年。
- (34) 例えば泉森皎「竜田御坊山古墳群の調査」『奈良県文化財調査報告書第三三集』一九七七年。龜田博「塚平古墳」『奈良県文化財調査報告書第二七集』一九七六年。
- (35) 檀原考古学研究所「東明神古墳の研究」高取町教育委員会, 一九九九年。
- (36) 千田稔「道と地割の計画」『環境文化』五一号, 一九八一年。
- (37) 千田稔「畿内・古代的地域計画との関係を主にして」『古代を考える・古代道路』吉川弘文館, 一九九八年。
- (38) 秋山日出雄「日本古代の道路と一步の制」『創立三〇周年記念檀原考古学研究所論集』吉川弘文館, 一九七五年。
- (39) 服部昌之「古代の直線国境について」『歴史地理学紀要』一七号, 一九七五年。
- (40) 井上和人「平城京条坊道路の設計規格について、大宝令大尺り高麗尺説におよぶ」『奈良文化財研究所紀要』二〇〇三年。
- (41) 山中章「古代条坊制論」『考古学研究』三八卷四号, 一九九二年。
- (42) 井上和人「都城の定型化」『季刊考古学』二二号, 一九八八年。
- (43) 尹長燮「韓国の营造尺度」『大韓建築学会誌』六三号, 一九七五年。
- (44) 朴興秀「多宝塔の平面図外营造尺度」『韓国学報』七号, 一九七七年。
- (45) 李宗峯「統一新羅時代の尺」『한글고대사연구』八巻, 二〇〇〇年。
- (46) 孫勝光、林忠伸「通度寺殿閣の造尺度考察」『大韓建築学会論文集』二巻一号, 一九八六年。
- (47) 朴贊興「高句麗尺에 대한 연구」『史叢』四四号, 一九九五年。
- (48) 前掲『まぼろしの古代尺』二九頁、三六頁、四一頁。
- (49) 리화선「안화공의 더자리복원을 위한 몇가지 문제」『역

日韓古代遺跡における高麗尺検出事例に対する批判的検討(新井)

사과학』一九八〇年、一號、四三頁。

(50) 김일성종합대학교학및민속학강좌『대성산의고구려유적』一九七三年。

(51) 한인호「정동사건족의평면구성에대하여」『역사과학』一九八一年二號、二九頁。

(52) 金日成綜合大學編、呂南哲・金洪圭訳『五世紀の高句麗文化』雄山閣出版、一九八五年、八六〜一二八頁。

(53) 小泉顯夫「平壤清岩里廢寺址の調査」『昭和一三年度古蹟研究報告』一九二〇年。

(54) 前掲『まぼろしの古代尺』二〇頁。

(55) 龜田博「平壤城外城の区画」『檀原考古古学研究所論集第二』吉川弘文館、一九九四年。

(56) 한인호, 리호「평양성외성내의고구려도시리방화관련

한 몇가지문제」『조선고고연구』一九九三年、一號。

(57) 한양대학교박물관『이성산성8자보고서』二〇〇〇年、七九頁。

(58) 尹善泰「韓國古代의尺度와그變化・高句麗尺의誕生과관련하여」『國史館論叢』九八號、二〇〇二年。

(59) 金正基「皇龍寺遺跡發掘調査報告書1」慶州發掘調査團、一九八三年(韓國語)。

(60) 權鶴洙「黃龍寺建物址의營造尺 분석」『韓國上古史學報』三一號、一九九九年。

(61) 前掲『まぼろしの古代尺』一三一頁。

(62) 小泉袞發勝が前出『ものさし』七五頁で主張しているように、狩谷椽齋以來、令大尺を唐大尺と同じものだとする見解の方がむしろ定説であった。

(韓國国立慶尚大学校招聘教授・229-1122 神奈川県相模原市横山二-14-16)